

岩手県監査委員告示第 14 号

定期監査結果の公表（平成 17 年岩手県監査委員告示第 33 号及び平成 18 年岩手県監査委員告示第 3 号）により公表した定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事及び岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 4 月 11 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

地 企 第 782 号
平成 18 年 2 月 27 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について

平成 17 年 10 月 4 日付け岩監第 42 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、地域振興部に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 北上地方振興局企画総務部

使用料及び食糧費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが 2 件、346,475 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 久慈地方振興局企画総務部

報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、76,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 北上地方振興局企画総務部

支出事務執行状況一覧表を作成し、支出内容や進行状況の確認を複数の職員で行うことにより、再発防止に努める。

(2) 久慈地方振興局企画総務部

支給すべき金額より多く支給していたものに係る差額 76,000 円を平成 17 年 7 月 8 日に返納した。今後は、担当者以外の職員も処理状況や支給金額の確認を行うことにより、再発防止に努める。

〔措置通知書〕

農林水 第 629 号
平成 18 年 3 月 1 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様
岩手県監査委員 平 沼 健 様
岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について

平成17年10月4日付け岩監第42号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、農林水産部に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 農林水産企画室

行政財産使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、223,362円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 北上地方振興局農林部

業務委託の執行に当たり、契約すべき金額より少なく契約しているものが1件、323,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 久慈農業改良普及センター

報償費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが2件、50,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 農林水産企画室

調定の遅延及び漏れを未然に防止するため、調定票発行チェックリストを作成し、行政財産の使用許可指令書の送付時に調定票の作成を確認することにより、再発防止に努める。

(2) 北上地方振興局農林部

作業実日数の把握が不十分だったことから生じたものであるが、今後は、作業実績集計表を作成し、作業実日数の適切な把握に努めるとともに、契約日数と実施日数のチェックを複数の職員で行うことにより、再発防止に努める。

(3) 久慈農業改良普及センター

年間に実施する事業の一覧表を作成し、これに基づき進行状況を確認するとともに、予算経理簿、起案文書綴りを毎月末チェックし、事業進行状況を複数の職員が管理することにより、再発防止に努める。

[措置通知書]

教 総 第 266 号

平成 18 年 2 月 28 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県教育委員会

定期監査の結果に係る留意改善を要する事項に対する措置について（通知）

平成 17 年 10 月 4 日付け岩監第 42 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

総務課

交際費の支出に当たり、会計規則第 45 条に規定する毎 1 月分の予定額を超えて資金前渡金の交付を受けていたものが 3 件、340,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

半期毎に資金前渡していたものを、毎1月分の執行予定額を資金前渡するよう改めた。

〔措置通知書〕

教 総 第271号

平成18年3月6日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 一 戸 克 夫 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県教育委員会

定期監査の結果に係る留意改善を要する事項に対する措置について（通知）

平成18年1月30日付け岩監第65号により提出のありました定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 花巻教育事務所

扶養手当及び期末手当の支給に当たり、扶養親族の要件を確認していないものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 久慈高等学校

期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、223,292円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 上記1(1)については、扶養親族の要件を確認した結果、支給すべき金額より多く支給していたものに係る差額23,000円を平成18年2月28日までに返納し、該当中学校長及び所管する教育委員会教育長に対し、文書により通知するとともに、適正に事務の執行について、指導を行った。

(2) 上記1の(2)については、支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額223,292円を平成17年12月19日に支給した。今後、複数の職員による点検体制の強化を図り再発防止に努める。